

(5) スーパーは安売りの代名詞のようになっているが、実際には大量生産、大量仕入れの効果の出る工場製品だけで、魚、肉、野菜といった生鮮食料品は小売店と比べて決して安くはない。ということ、スーパーはプラトレによる人手の合理化の分だけ、小売店より大きな利益を上げていることなる。二〇年位前では、買物は必ず買物カゴを持って行ったものであるが、今は手ぶらで買物に行つて、プラトレに入った品物をビニール袋に入れて帰ってくる。私達の生活様式がいつのまにか、スーパーの商法に取り込まれている。このプラトレの問題とスーパー安売りの幻想については、それぞれ「暮しの手帖」一九八〇年六八号と一九七三年二七号に詳しい。

(6) 中防外処分場の総建設費は約三〇億円で、都の計画どおり、五十二年度後半から六十年年度までの八・五年で利用するとすれば、毎年の資本費は三五〇億円となる。ただし、国庫補助金(建設費の約半)と起債利息は相殺されるものとした。

(7) 現処分場を遠い将来まで利用するためには、一般廃棄物だけでなく、都市施設廃棄物の減少も進めなければならない。その一つは下水汚泥であり、もう一つは浚渫土砂である。現在、都区部の下水汚泥のうち、半分弱は未焼却のまま、汚泥焼却灰やセメントと混ぜて埋立処分されている。もし、下水汚泥を全量焼却すれば、その処分量は現状の半になる。もちろん、重油を消費し、水銀等を大気中にばらまく恐れのある下水汚泥の焼却は望ましい汚泥処理の方法とはいえない。下水道への工場廃水受け入れをやめ、更に、家庭下水中の有害物質を極力少なくする対策を講じた上で、下水汚泥の堆肥化を進めていくべきである。もう一方の浚渫土砂については、あたかも浚渫業者の仕事を決やさないよう、

毎年ほぼ一定の浚渫事業が発注されている。公害対策としての悪臭汚泥の除去や、港湾整備のための浚渫が本当にどこまで必要なのか、あらためて検討しなければならない。

ゴミというものは、その出口を小さくすればするほど、その発生の過程が問い直されて、排出量が小さくなっていくものである。前述のように、東京都区部の清掃行政がきわめて安易に行なわれてきたのは、東京湾の埋立という大きなゴミの出口が常に用意されていたからである。

そのことを逆に言えば、杜撰な都の清掃行政を根底から改めるには、ゴミの捨て場がもう現在の処分場しかないという状態をつくり上げる以外にない。多摩地域の市町で日常的に行なわれている分別収集の徹底と資源ゴミの全面回収を進め、更に、プラスチックゴミの排出を抑制する清掃行政に変えるためには、新たな処分場の建設をすべて阻止しなければならない。

フェニックス計画の実施を中止させ、新羽田沖の埋立てを阻止することによってはじめて、杜撰で、欺まんに満ちた都の清掃行政が根底から変わっていくのである。

(しませず てるゆき、水問題研究家)

1982-6月

原子力立地の新たな攻勢 推進側はパブリック・アクセプタンスを狙う

橋爪大三郎

原発といえば蛇蝎の如く忌み嫌う。原子力はスベードの女王——これが戦後の象徴空間だ。が、こんな神話思考がいつまで続くのか？ あやふやなアレルギー感情と二人三脚では早晚、反原発論も足許を掏われよう。

原子力はそれは危険な技術だ。まかり間違えば破滅的災厄を招く。しかも今や原子力時代の只中である。原子力をいたずらにタブー視するよりは、この未完の技術の実態をよく認識し危険を二重、三重に封じこめる手だてを尽くそう。これこそ次代への責任である。

政府・業界の姿勢は危ない。大方の国民の疑問をよそに開発へひた走る。言うまでもないが、原子力の是非に最終判断を下すのは国民である。とくに利益を得るより先に危険に晒

される立場の人々の声がなおざりにされてはならない。原子炉技術が多重防護を基本とするように、政府・業界など推進側をチェックする社会的多重防護が必要だろう。そのための社会装置が必要なら案出すべきだ。

ところが現状は逆だ。推進派は国民の危惧を邪魔とみてとり除こうと考え、パブリック・アクセプタンスなる施策を展開中である。この攻勢をはねのけないと、推進派をチェックするどころでなくなる。

それにしても推進に賭ける政府・業界の決意は固い。一時のスローダウンはあっても中・長期でみると積極姿勢は揺るぎない。例えば昨年一月自民党は電源立地推進本部を発足させ原発推進の全党態勢をとった(杉本「一九八一」)。電力各

社も価格面から石炭を見切り、狙いを原子力に絞っている(朝日新聞・二月十八日)。懸案の低レベル廃棄物貯蔵地としては幌延町が急浮上中(朝日新聞・二月二十七日)。民間再処理工場も年内に立地点が決まる(三月八日、有沢原産会長談)、昭和七十五年度の発電電力総量に対し、原子力は四三%を占める見込みと発表された(四月二十二日、電気事業審)、等。核燃料サイクル確立・エネルギー自立をはかる動きは着々と進んでいる。

もっとも今日あすにも通産・科技厅・電力各社が束になつて攻めてくるとは言わない。タイミングも悪い。戦略も一本に絞られぬようだ。そこで本格攻勢まで余裕のあるうちに、ありそうな手口を迎え撃つ想定戦を試みるのがよいだろう。

パブリック・アクセプタンス論の登場

パブリック・アクセプタンス (public acceptance: PA)。耳馴れぬが原発立地専門家の決まり文句だ。六〇年代末に米国で言いだされたという(丹羽「一九七九:二〇」)。例にもれず立地が難航していたからだが、わが国では耳当たりのよさもあってことのほかもてはやされている。『原子力年鑑』は七四年版から年々多くのページを割き、日本原子力産業会議(原産)の提言や通産の施策でも最重要課題とされている。

ほど移入は難しいと頷けよう。

米国は米国流の一貫した原発許認可体制を有する。わが国はそこから原子力の技術審査基準などだけを「つまみ喰い」した。そして原発そのものは、在来発電所と同じく電源開発調整審議会(電調審)で審査することにしたのである。ところが原発は故障や事故が相つぎ、すっかり国民の不信をかってしまった。そこであわててPR法など一層ソフトな原発関連技術の導入をはかり始める。この努力は今も続いている(例えば海外電力調査会「一九八〇」など)。

ソフトな社会技術ほど機能の仕方は社会構造や文化的条件に左右される。とくに日本は欧米と決定的に異なる(山本・小室「一九八一」)。社会学的前提が異なると、公聴会制度を形だけ移入しても全く別の働きをしてしまう。

ところでひと口に欧米と言っても立地制度はまちまちである。フランスは一方の極だが、原子力開発を至上の国策としており、共産党ほか各党もほぼこぞって支持している。アンケート制度などキメ細かな地元対策があり、公益事業宣言という切り札もある。

これに対して米国は、連邦政府が原発建設に「中立的」な点特徴的と言えよう。安全審査などは連邦政府(原子力安全許可会議・ASLB、原子力規制委員会・NRC)の専管だが、別に原子力サイト審査を実施する州も多数にのぼる。こうした手続きの舞台は公聴会であり、公開で法廷さながら

パブリック・アクセプタンス——このカタカナには福音の響きがあるらしい。だが昨今の実態は、原発反対住民運動、策と思えば間違いない。政府も電力各社も熱心にこの方面を研究している。公表されない分も考えると相当の蓄積となるう。

PAは文字通りなら「公衆による(原子力)受容」を意味する。これにはまず電力中央研究所など民間研究者が注目した(根本「一九七四」、保木本「一九七五」等)。彼らの紹介は着実に「良心的」である。それは、①原子力受容は公衆の理性的な合意に基づくべきで、②欧米の制度はそれに相応しいが、③わが国立地の実態はそれとかけ離れており、④その実態認識にも欠ける、だから⑤立地システムを然るべく改めよう、との批判的視角が基調にあるからだ。

ところがPA研究が原産や通産にひきつがれる段になると、批判的視角は脱落し、同意とりつけの説得工作に近くなる。ふつうPAというところした文脈のことが多い。推進側はこのズレを承知でPAに立地難解消の切り札を期待したいのだから。

この数年PAは再び関心を集めたしたが、なぜなのか?

わが国はかつて、炉本体や核燃料はもとより関連技術は何でも米国から輸入して済ませようとした。だが、社会に根を下ろした制度の移入は容易でない。炉本体/運転・管理技術/安全審査体制/立地の合意形成手続き、と並べば後のもの

の言論戦が繰りひろげられる。住民公衆にも「原告」として広く介入の途が開かれている。米国では公聴会制度という合意形成手続きに対する信頼が絶大なので、その外で反対の実力闘争が起こる余地は殆どない。

これに対しわが国は伝統的に決定の正当性に頼着しない。原発の審査基準や手続きなどを移入したのはいいが、合意形成プロセスとして機能しない。強いて言うなら、合意形成の終了を示すだけのセレモニーとなる。実質的合意のとりつけはどこか制度外のところで先に片付けてしまい、それを既成事実として動かし難くするのが制度の役目だ。だから反対派はどうしてもこれを阻止しようとして機動隊と衝突になる。

PAにしてもそうだ。米国ではPAとは、合意形成の制度をうまく機能させることにはかならない。わが国では、制度の裏で同意とりつけの根回しをする意味になる。すっぱり欠落するのは住民公衆が積極的に介入するという契機だろう。

原子力立地の過去と現状

六〇年代高度成長を支えたのは豊富で安価な海外石油資源であった。石油ショック以降「脱石油」とエネルギー源多様化がはかられたが、本命はつねに原子力(核分裂性エネルギー)である。究極エネルギー(核融合)までの中継ぎはこれ

しかないというのが政府・業界の共通認識である。

現在わが国の原発推進は、電源三法体制に拠っている。

電源三法とは電力会社に課税した財源の一部を定率で地元町村に交付する制度だが、世界に殆ど例がない。その発想は、原発は①危険で、②地元を経済効果を与えず、③放射線や温排水が環境を悪化させる、要するに迷惑施設だから、反対給付（迷惑料）を地元へ交付しよう、というものだ。地元はおおむね過疎に悩む村落なので、立地の代償を元手に何とか地域振興を考えると考える。交付金は補償にあずからない「非本権者」にも恩恵を及ぼすから、その面の対策でもある。

電源三法は七四年の施行以来、毎年のように改訂を重ね、最近では地元の「要求」にも応えられるものとなったが、これもまた問題だろう。そもそも迷惑料を支払う以上、迷惑（危険）の存在が前提である。交付金に吞まれて地元が原発の危険性に文句をつけなくなれば、安全・管理面がおおざりにされる虞れがある。安全面での信頼をえて地元の合意をはかるのが本筋なのに、利益誘導で口封じをはかるのは推進側としても矛盾している。これを糊塗しようとして「原発は安全です」と何遍言おうと、不信の念を一掃するには遠い。電源三法のアメ玉をふやすやり方は決め手にならず、計画から運転開始までのリードタイムは長くなる一方で、最近は一〇年以上が当たり前になった。

こうした行き詰まり局面の打開をP Aに求める論調が数年

前から現われてきた。「立地初期段階の空白」論である。

立地初期段階とは、国が制度的に閣知する以前の期間をいう。わが国ではこの段階が原発立地の成否をわかつ。

原発をはじめ電源施設の立地計画は電調審上程とともに国に認知される。それ以前は私的斡衝の段階である。ところが用地買収や漁業権放棄など重要な手順はあらかじめ片付いてしまふ。制度や法の保護もコントロールも、地下に潜ったこの巨大な根回しには届かない。

なぜこの「空白」は生じるのか？ それは「制度的・形式的な合意形成手続きの前に、非制度的・実質的な同意とりつけのプロセスを先行させずにおかない」わが国独特の文化的背景によるところが大きい。制度と実態の乖離が「空白」だが、それをなくすなら電調審以前の根回しを一切やめるのも一法だろう。しかし誰もそう考えない。逆に、実態にあわせて制度をいじろうとする。

「空白」段階では、電力会社、地元町村、県、国が互いにどうしても責任をなすりつけあうかたちになる。電調審・電源三法の枠をそのままに、立地の事実過程をその枠外で進める限り、この齟齬は避けられない。そして実はこのため、推進側の意図にも反して、ここから強硬な反対派が産まれてしまう。「強硬」とは制度的チャネルで合意の余地がないの意だが、推進側・電力会社の下工作が制度にもとづかない、しかも既成事実化を狙ったものなら、反対も「強硬」なものとなる。

なるのは当然だろう。

立地の初期に反対を封ずる必要は早くから指摘されていた（松尾他「一九七五」等）。最近では、原産の地域・行政問題等研究会（一九八〇）の提案が重要である。これは問題を、全体の利益（エネルギー問題の解決）と地域の利益とを調整し社会的合意を形成するための制度の問題と本質規定した上で、地方自治体（県レベル）が初期から能動的に動いて事態の打開をはかればよいとする。総合エネ調・原子力部会（一九八一）の答申は原産とは微妙なズレをみせている。

殊に昨年来、P Aの名で展開されている地元対策は、初期段階の空白に通産省自ら関与の度を強めようとする。電源三法体制を維持しながら電調審決定以後の予算措置を極力前倒しにし、地元府県・町村の広報活動等の支援をはかるものだ。通産省流の地元向けP A施策は、①一方向的働きかけで、②自治体を替え玉にたて、③電力会社の非公式な仕事を側面からバックアップする、のが特徴だが、これは「公開ヒアリング」制度の問題点にも通ずる。

わが国の公聴会制度は米国などに倣い導入された（一九七三年）が第一回目このかた、怒号と機動隊がつきものの目算外れのものとなった。これを通産省は「開催時期が遅すぎる」と反省して、原子力（安全）委員会によるものとは別に、電調審以前に通産省の手で「第一次公開ヒアリング」を実施することとした。実施要綱をみれば、こんなお手盛りセレモニ

で地元の意向を汲める（と本気で思っている）のか誰しもいぶからざるをえない代物である。

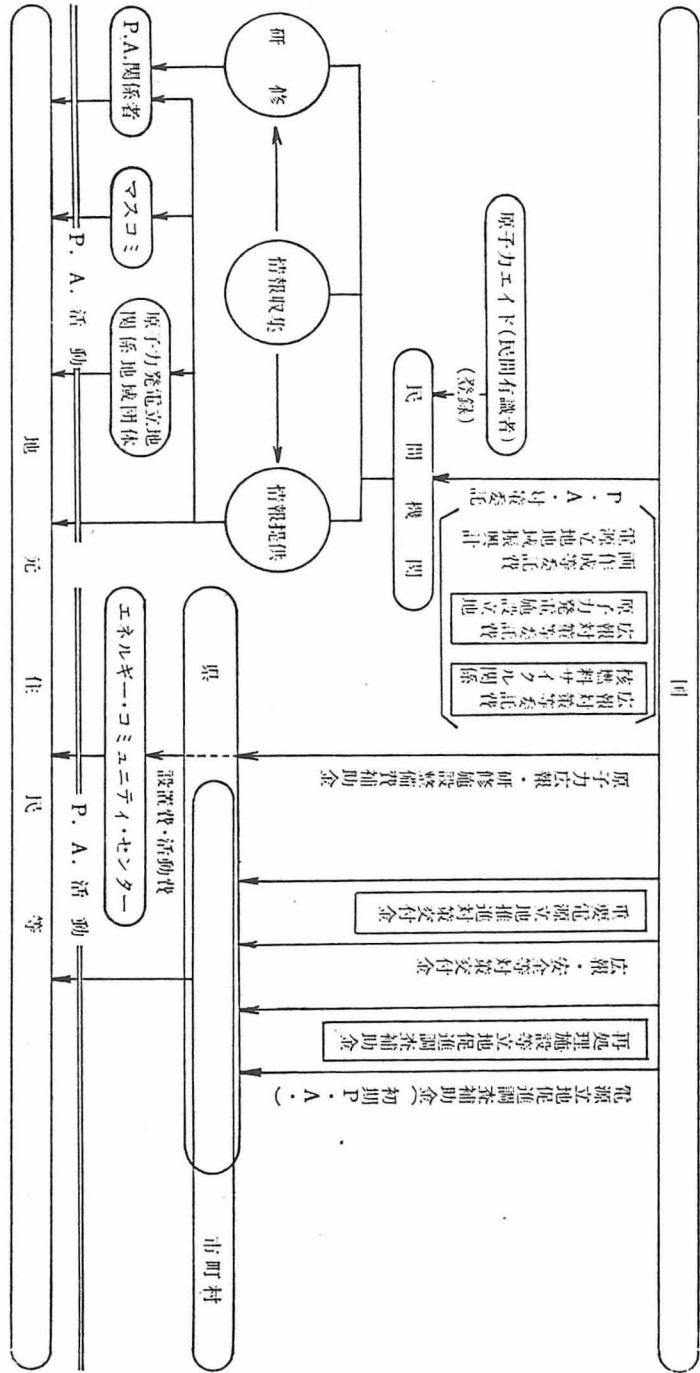
通産省の地元P A戦略はまだ稚拙だ。「成功」を見込むまでヒアリングは開催しないわけだろうが、これでは合意形成手続きにはならない。あえて裁かれる側に回るべきなのに、単に聞きおくだけなら通産はオカミも同じだ。ヒアリングの結果も通産省を拘束しないのでは信頼が生まれただらおかし。

「とにかく安全」論の由来

政府・業界は、全国向けと地元向けとで安全論議を使いわけている。地元では原発は絶対安全と宣伝するが、そう言わざるをえないのも電源三法流の地域振興策では地域を掌握できないためである。

原発を必要とする人々の社会と、原発から皺寄せを被る人々の社会とは、もともと別種のものなのだ。

原発は、高度に統合された産業社会の機能的な要請である。それに対し地元は、伝統的色彩の残る相対的に孤立した村落社会だ。原発が有用か否か、危険か否かの論議は産業社会のものであって、伝統的な村落はそんな語彙をもたない。できれば原発などに関わりを持ちたくないと思っただけだ。原発が地元のメリットにならないので協力がえられないと



(注) □は昭和57年度予算要求による新規予算

資料：通産省

考えるなら、誤りである。地元の必要以上の電力を生産しない電源施設がどこにある。産業社会の施設はどれも、地元の利益に結びつく前に、全体連関のなかで互いを維持している。相互依存を宿命とみれば結局立地を受容するしかない。過疎化が進み地域の自立が脅かされている原発の地元は、すでに産業社会の網の目に捉えられている。何一〇年か先過疎も一巡して安定するまでの間、地域は動学的不均衡の坂を転じていくしかない。だが崩壊をとげつつもなお多くの場合、伝統的共同社会は無垢な小宇宙の幻想を保つ。

いよいよ解体の瀬戸際に追いつめられると、原発だろうが、藪をも掴む気持で地域社会ぐるみ誘致に走って不思議はない。幌延町のように。多くの村々はまだ、そこまでの打撃を蒙っていない。漁協・農協など生産組織も一応健在である。この場合生じがちなのは、地域の将来構想をめぐるリアリストと夢想家の分岐・対立だ。リアリストは言う、現実を直視せよと。そして原発をあえて誘致し、地域再生の手掛りとしてと計る。これに対し夢想家は言う、それでは地域は破壊されると。そして告発側に回り、原発が地域自立の最後の望みを絶つことを示す。リアリストこそ非「現実的」とされる。こうした分岐は村落社会が崩壊しつつあるという絶望的事実に由来する。地域をこよなく愛する者なら誰しも、その将来を真剣におもい悩もう。しかし決め手はない。そこで各人の胸中に大なり小なり、リアリストと夢想家の二つの魂が宿

る。両者はふだん潜伏しているが、原発計画が具体化するとようやく賛否の両勢力へと結集をとげる。その一方の論理では地域の現実を汲みつくせないで、両勢力の対立がそれを表現するしかないわけだ。

先手をうって結集するのは決まって誘致派推進派である。電力会社・政府などは、利益誘導を背景にまず地域のリアリストに働きかける。原発のもとの生き残りか、原発抜きでジリ貧か。この択一は脅迫まがいである。

推進派の働きかけはいつも半分だけ成功する。推進派は地域のリアリスト(公職者や名望家)らを組織して、立地受け入れの土壌を作る。だが皮肉なことに伝統的共同社会の解体も進んでいるため、彼らの視みは隅々まで及ばない。昔ながらのパイプは詰まっている。残る半分、いまは反対派となった夢想家にアプローチする手はない。三法交付金を積み増すくらいでは大した効果もない。

いきなり立地計画を突きつけられた住民はまず原発に対する愛憎共存状態に襲われよう。もとより地域の明快な将来像を手にはできないでいたのだ。この状態を脱するには、目をつむって原発にとびつくか、かたくなに斥けるか、どちらかしかない。いずれにせよここから、原発に関する歪んだ言説が出現してくる。

原発が地元と与える影響を大別すると、①(プラスの)経済効果、②環境への(悪)影響(公害)、③(潜在的)危険、

の三つがある。この内いちばん厄介なのが③であろう。確率
的な概念で、理解しにくいから。

安全といい危険といっても、絶対でなく、裏腹の関係にある(安全性Ⅱマイナス危険性)。原子炉の設計思想は信頼性工学にもとづくから、これを理解しようとする、受容できる危険(acceptable risk)の限度をどうみつめるかという議論に幾分か乗らないといけない。ところがこれはもう産業社会の「合理的」態度であって、村落社会のものではない。

確率的な安全性Ⅱ危険性を客観的に語れば、「合理的」態度として誠実であろう。だが別の誠実さもありうる。聞き手の不安に感応し、聞きたがっていることを語ることである。電力会社や政府が地元で行なうのはこれだ。彼らは割りきれぬところを割り切ってきたリアリストら(誘致Ⅱ推進派)の前に、一〇〇%の安全を語りはじめ。これは根拠がなく、「とにかく安全」だから納得してくれと言うに等しい。

推進側の地元広報はまだこの「とにかく安全」論の水準に終始している。原子炉の設計思想たる危険性の存在を認めもしない強引さだ。これでは心ある人々にはとどかない。

反対派の反発はこれに対して「やっぱり危険」という直感から出発する。とかく情動的とみられがちだが「とにかく安全」論より非論理的とは言えない。

推進側の地元向け「とにかく安全」論の裏には、確率的危

う。

核燃料サイクル受容の段階では、次のような要素が新たに加わる。①立地点は過疎地のみか都市周辺を含む全国一円に展開し、②原発以外の多様な関連施設(軍事施設も?)が加わって一律の議論がしにくくなる。

推進側は合意のとりつけを図るが、今度は利害も文化的背景も異なる大量の都市住民が相手のため、勝手が違う。七〇年代の古典的手法(利益誘導&とにかく安全)ではだめだと思いはじめよう。そこでこれまでのPA研究の蓄積が掘り起こされる番だ。

小手先でない本格的PA施策がとられるのは結構なことだ。PAは、住民公衆に民主的な介入のルートを制度の上で開くことだ。これが実質化されるには、情報公開その他の裏付けも必要となる。

ところが反面、この本格PA施策の導入こそ現在の反原発・反原子力運動への本質的・致命的攻撃となりうる。きっかけ次第では、政府・推進側がこの戦略に打って出る可能性は十分ある。

これまで一般向け広報は概してムード的で「寝た児を起こすな」の抑制が働いていた。これは原子力へのマイナスイメージが国民に広く行きわたっている事実への配慮による。ところが昨今の右旋回である。中流意識の浸透と生活感覚の保守化は動かせない底流で、核アレルギーも昔語りとなり

危険論が控えている。反対派もいつまで「やっぱり危険」論にこだわってられない。学習会や反原発ナショナルセンターとの接触を通じ、論拠を洗練させていく。ついには技術の不全や炉の欠陥をつくという形にまでなる。そうすれば、推進側が二つの論法を使いわけのを許さず「とにかく安全」論を崩すことができる。この方向に進むとき、二つの帰結が考えられよう。まず推進側がPA施策の柱を、利益誘導&「とにかく安全」論から別のところに移すこと、それにつれ反原発側も運動の根拠の問い直しを迫られること。

こうなる客観情勢がある。政府・業界が核燃料サイクル確立へ向けて邁進している事実がそれである。その時には「とにかく安全」対「やっぱり危険」のような水掛け論でなく、正面戦となる。準備を急がねばならぬ。

東京に原発の建つ日

わが国の原発立地はどこでも難航している。推進/反対両派が拮抗しているからだ。やはり反対派はいろいろ苦しく次第に弱っていく。電力会社など推進派もあの手この手で切り崩し、十数年がかりで押し潰しているのが現状だ。通産省のいまのPA施策はこの膠着を多少とも崩そうとはかるものだが、局面の全面打解までを狙えない。いわばつなぎである。八〇年代にはより新しいタイプの原子力立地が進むだら

つつある。

原子力を社会に定着させるのに今後、推進側はどんな手を打ってくるだろうか? 「とにかく安全」論では通用しない。米国流公聴会か、スウェーデン流国民投票か、あるいはTVでも使った新しいスタイルを考えつくか(いちばんありそう)、何か合意形成方式を工夫するだろう。これが出鱈目なら批判するのはよいとして、推進側がもつと頭がよくて国民の信頼をつなぎとめそうなものを捨ててしまったときが問題だ。「ゴリ押し立地反対」の論法ではすまないから、原子力は是非論に乗らないといけなくなる。

この時、原子力を象徴的悪とした神話思考も脅かされる。宗教論争の常套戦術はこうした曖昧な無意識の前提を覆すことだ。相手は混乱して信念を変えやすい(山本他(一九七七:七八))。

原子力は絶対悪か、条件付き悪か? 心情の中で混同が生じやすいが、論理の上では全く異なる。反原発陣営は両者の区別を曖昧にしたきらいがあった。来るべき言論戦ではまずここが狙われよう。資金・人材・マスコミ動員力など足腰も大切だが、推進側の論法を打ち破るだけのロジックを具えていないとどうしようもない。

反原子力論は、①(核分裂性)原子力エネルギーの(平和)利用を、②(核分裂性)に拒否するもの、③特定の条件が満たされない故に拒否するもの、に大別される。①は生まれで②が殆ど

だろう。夢中で反対していて自分は①のつもりでも②のこともある。安全性Ⅱ危険性論にせよ、反公害論にせよ、一般に「××だから原発反対」という議論はどれも②、つまり基本的に条件つき反対論である。

条件闘争にもその原則がある。どんな理由で反対か、根拠となる条件を予め残らず明示しておくこと。それらが満たされなければ反対を止めたらだめだが、すべて満たされた場合には賛成に回るか、少なくとも反対を止めないといけない。さもないと、難癖を勝手につけてまわる反対のための反対と違わなくなる。

条件つき反対は見方を変えると、必ず条件つき賛成になる。どんな条件を唱えてもよいが、論者は自分の条件が何か自覚していなければならぬ。ネーダーグループなど七〇年代米国の原発運動は、許容被曝線量(五〇〇→五ミリレム)、審査公開などに条件を絞って成果を収めた。現在争点はPP(物質的防護)や自然保護に移っている。条件が異なるものになるなら同じく原発と言っても別の運動になるのであり、そのたびに再組織していくつもりでないのだ。

わが国に絶対反対論はありうるか？ 諸政党は無条件反対でない。平和利用には原則としてどこも賛成のはずである。立地点周辺では「原発絶対反対」もあるが、これは守るべき村落共同社会あつてのことだ。産業社会を丸ごと絶対反対の方向へ引っぱっていかうとしても、到底無理である。

ない方が安全との当局の論法に阻まれよう。あべこべに「安全は任せておけ、原発反対と騒ぐがもっと危険なもの」と背中合わせで平穩無事なんだ」と逆宣伝してくるケースさえ考えられる。

このほかにも多様な戦法が駆使されよう。そのうち電力各社も米国並みに、心理学や社会学の専門家を沢山スタッフに抱えこむにちがいない。

これを迎え撃つ反原子力派の陣容はどうか？ 残念ながら弱体なのが現状だ。とくにナショナルセンターは素人集団として出発したところが多く、弁護士、科学者、研究者、行政官、ジャーナリストなどの組織化がたち遅れている。資金面の足まわりも弱い。

それ以上に心配なのが、運動の側で、原子力開発に批判的に関わることの根拠が十分ふまえられているかということだ。欧米では自然保護団体あり、消費者団体あり、環境団体ありと多彩で、独自の観点から多様な取りくみがみられる。わが国にも類似のものはあるが、活動の基調はむしろ地元の反対運動とのゆるやかな連携にある。これは多くの人をひきこみうるという長所でもあるが、曖昧な心情の繋がりがだけが運動を支えているようでは心許ない。

原発推進側はここをやがて衝いてくる。七〇年前後の反公害運動の高まり以来、反原発運動はマスコミ・世論に対して一定の影響力を保持してきた。少なくとも「とにかく安全

そこで推進側の最適戦略とは、条件つき反対論と地元の絶対反対論との間に楔を打ちこみ、分断をはかることだろう。それには、反対勢力の掲げる条件のいくつかを少々無理をしても満足させることである。合意形成のガラス張り制度を思いきって導入するのも手かもしれない。思惑どおりだと絶対反対論は次第に孤立して行く。少数化したら適当に切り捨てればよい。

通産あたりの思いつきそうな手口をより具体的に考えよう。地元を絶対反対一色にしないためには、「計画は介入すれば撤回もできる」(と住民が信じる)のでなければならぬ。そこで実際よりずっと多めの候補地点が必要になる。多少小型化して可能地点に軒並み立地を試みる戦術がありうる。(米原潜入港と同じで、馴れっこにさせる心理効果も狙える。)

地下式原発を最近しきりに通産省で研究している(読売新聞・一月十一日)。これだと①景観を損ねず②廃炉・安全対策も有利、③立地可能点を増せる、の利点ありというが、どうも④地元の地権が及びにくく買収の手間が省ける、というのが本音ではなからうか。

使用済み燃料や廃棄物の運搬もポイントとなろう。かなり危険だが、経路その他はPPの見地から公表しないので、鼻先を通っていても判らない。住民が文句をつけても、知らせ

論に対する大方の危惧を代弁したと言えよう。だが推進側のPAはやがて電源三法体制をはなれ、利益誘導策からもっと論理一貫したものに變化せざるをえなくなろう。ちょうど「行革」キャンペーンが奏功したように、適当な手口で原子力に懐疑的な空気を分断すること——これが政府・業界の次の戦略である。

先回りして推進側の攻勢と戦略を察知し、技術・安全論争の面でも、それ以前の思想的な論争の面でも、万全の準備を整えること。原子力をめぐるわが国の社会的多重防護のために、これは急務だ。(はしづめ だいさぶろう、社会学専攻)

注

- (1) 長びく不況と電力需要の落ちこみで、原発は軒並み半年から数年の建設遅延が決まった(毎日新聞・三月九日)。仏増殖炉スーパーフェニックス砲撃事件はPP(physical protectionⅡ物質的防護)の難題を印象づけたばかり。他に反核運動の高まり、海洋投棄の行き詰まり、教員事故発覚など。
- (2) この時期の議論を根本らが稲葉監修の著書「一九七七」にまとめた。
- (3) 電源三法とは、発電用施設周辺地域整備法、電源開発促進税法、電源開発促進対策特別会計法、の三本の総称。
- (4) 電力会社は、買取段階で国が安全や地域振興に関してもっとはつきりものを言ってくれてほしいのと思いい、地元町村は工事額・発電量が確定しない内は具体的な開発の青写真も描きようがない

と文句を言い、府県は権限もない、相談がないと不満。国は國で電調審のころにはすっかりこじれて収拾もつかないと苛立つ。

(5) ところが、通産省は、各府県などが活発にうごくことを必ずしも好まない(川上「一九八〇…三五」)。

(6) 塚谷「一九八一」は原発の危険を、絶対的危険、受容しうる(相対的)危険、残余の危険 (residual risk) の三つに分けた。最後のものが重要である。通常の確率的な安全に危険は、現在の科学の水準に基づき、一定の仮説的前提のもとで算定される。そうした前提は自明でない。これを疑えば算定されない危険をいくらかでも感知できるわけで、「やっぱり危険」という直感に通じる。

文献(準示法はヘンシオロコス方式)による)

明田任功 一九八一「電源立地促進対策について——電源開発促進対策特別会計電源立地勘定——」『産業立地』二〇—五〇・三三—四二。

地崎陽一 一九八一「原子力広報の局地的展開」『原子力工業』二七—八〇・四四—四八。

原子力バブリックアクセプタンス海外調査団 一九七六「原子力バブリックアクセプタンス海外報告書」総合エネルギー調査会。

保木本一郎 一九七二「わが国における原子力開発の問題点——原子力汚染と公開の原則を中心に——」『ジュリスト』五〇八—二四—三三。

一九七五「原子力開発と住民参加」『ジュリスト』五八〇—二九—三四。

三四。

一九七五/一九七六「米国における原子力発電行政の実態(上)(中)(下)」『原子力工業』二一—四三—四七、二一—二七、二一—二五、二二—四四—四九、六六。

一九七七「海外における原子力バブリック・アクセプタンスの動向(1)(2)」『原子力工業』二二—四二—四五、二二—三三—三一—三六。

日本原子力産業会議 一九七二「原子力発電所サイト周辺の動向——反対の動きを中心として——」『原子力調査時報』二二—一九。

一九八〇『欧米における原子力バブリック・アクセプタンス活動——調査グループ報告書——』

PA戦略小委員会 一九七七「原子力発電とバブリック・アクセプタンス」

地域・行政問題等研究会 一九八〇「原子力立地促進のための地域政策の確立に関する要望書」ほか、『原子力調査時報』四〇—一—六七。

丹羽富士雄 一九七九「エネルギー技術開発とバブリック・アクセプタンス」『省エネルギー』三一—二〇—二六。

三辺夏雄 一九八二「原子力発電所設置をめぐる許認可」『法と政策』九—三五—四一。

・根本和泰・斎藤雄志 一九七四「電源立地反対運動とその論理構造——内容分析と一対比較法による分析——」『電力経済研究』五—三五—九八。

一九七七「原子力発電所における住民参加と公聴会」『原子力工業』二二—二二—二七。

稲葉秀三(監修) 一九七七『バブリック・アクセプタンス——原子力立地の課題と方策——』日本電気協会新聞部。

大田 充 一九七七「原子力発電のバブリック・アクセプタンス」『行動科学研究』一一—一—一九。

他 一九七七「社会心理的アプローチによる原子力発電のソーシャルアクセプタンスの考察」『政策科学研究所』

海外電力調査会 一九八〇『欧州諸国における原子力発電所建設PRの推進状況』(海外電力調査報告 No.108)

R 笠井章弘 一九七八「PA対策——新しい電源立地構想——」『原子力工業』二四—一—七二—八一。

川上幸一 一九八一「社会科学からみた原発と立地条件」『日本原子力学会雑誌』二二—三〇—三五。

松尾成美他 一九七五「電源立地の促進について——発電用施設周辺地域整備法を中心に——」『工業立地』一四—三—四—二〇。

村上 隆 一九八〇「原発立地政策の問題点」『原子力工業』二六—五—五一—五五。

中島哲演他 一九八二「立地政策にも申す(1)(2)」『原子力工業』二八—二〇—二八、二八—二七—三七。

中村 進 一九七八「バブリック・アクセプタンスの向上をめざして」『産業立地』一七—二—一一—一五。

根本和泰 一九七四「電源立地のバブリック・アクセプタンス——「発電所イメージ調査結果——」『電力経済研究』六—一一—九一—

笹生 仁 一九七七「周辺地域整備計画と交付金」『原子力工業』二二—三—一六—二〇。

総合エネルギー調査会原子力部会 一九八一「総合エネルギー調査会原子力部会報告書(Ⅱ)——安全確保に万全を期して立地を推進するために——」

杉本栄一 一九八一「今、何故「電源立地推進」か?」『資源とエネルギー』四—一五—三六—四一。

田中靖政 一九七七「バブリック・アクセプタンスとPR」『原子力工業』二二—二—二八—三四。

田原総一郎 一九七六「世論操作はここまで来ている——政策科学研究の「報告書」をめぐる——」『朝日ジャーナル』一八—五二—二六—三一。

塚谷恒雄 一九八一「原子力の安全性」『季刊現代経済』四六—七九—八七。

山本七平他 一九七七『日本人と原子力』、KKワールドフォトプレス。

山本七平・小室直樹 一九八一『日本教の社会学』、講談社。

一九七七「原子力発電所における住民参加と公聴会」『原子力工業』二二—二二—二七。

稲葉秀三(監修) 一九七七『バブリック・アクセプタンス——原子力立地の課題と方策——』日本電気協会新聞部。

大田 充 一九七七「原子力発電のバブリック・アクセプタンス」『行動科学研究』一一—一—一九。

他 一九七七「社会心理的アプローチによる原子力発電のソーシャルアクセプタンスの考察」『政策科学研究所』

海外電力調査会 一九八〇『欧州諸国における原子力発電所建設PRの推進状況』(海外電力調査報告 No.108)

R 笠井章弘 一九七八「PA対策——新しい電源立地構想——」『原子力工業』二四—一—七二—八一。

川上幸一 一九八一「社会科学からみた原発と立地条件」『日本原子力学会雑誌』二二—三〇—三五。

松尾成美他 一九七五「電源立地の促進について——発電用施設周辺地域整備法を中心に——」『工業立地』一四—三—四—二〇。

村上 隆 一九八〇「原発立地政策の問題点」『原子力工業』二六—五—五一—五五。

中島哲演他 一九八二「立地政策にも申す(1)(2)」『原子力工業』二八—二〇—二八、二八—二七—三七。

中村 進 一九七八「バブリック・アクセプタンスの向上をめざして」『産業立地』一七—二—一一—一五。

根本和泰 一九七四「電源立地のバブリック・アクセプタンス——「発電所イメージ調査結果——」『電力経済研究』六—一一—九一—

原子力発電所の立地に係る公開ヒアリング実施要綱

五四資庁二五〇号
昭和五十四年一月二十二日

1 公開ヒアリングの開催

- (1) 通商産業省は、原子力発電所が設置されようとするときは、当該発電所（以下「発電所」という。）の設置に係る諸問題について、設置予定地点の周辺地域に住所を有する者（以下「地元住民」という。）から意見を聴くとともに、発電所を設置しようとする者（以下「設置者」という。）に地元住民に対する説明を行わせるなど地元住民の理解と協力を得るため、公開ヒアリングを開催するものとする。
- (2) 通商産業省は、発電所の設置計画を含む電源開発基本計画案が電源開発調整審議会に付議される前に、発電所の設置予定地点の属する都道府県の地域内において、公開ヒアリングを開催するものとする。
- (3) 通商産業省は、公開ヒアリングを開催し

ようとするときは、発電所の設置予定地点を管轄する都道府県知事関係者の協力を得るものとする。

- (4) (1)の周辺地域の範囲は、原則として、発電所の設置予定地点の属する市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域とする。

2 関係者への通知

- (1) 通商産業省は、公開ヒアリングを開催しようとするときは、その期日の四〇日前までに、件名、公開ヒアリングの期日及び場所並びに事案の要旨を告示するものとする。通商産業省は、公開ヒアリングの開催の告示を行ったときは、その内容を遅滞なく関係行政機関（関係地方公共団体を含む。以下同じ。）及び設置者に通知するものとする。
- (2) 通商産業省は、設置に対して、告示後遅

滞なく発電所の設置計画等の概要を地元住民に周知するための措置を講ずるとともに、公開ヒアリングに出席するよう、求めるものとする。

- (3) 地元住民のうち公開ヒアリングに出席して意見を述べようとする者は、その期日の二〇日前までに、意見の概要を記載した文書を添えて、その旨を通商産業省に届け出るものとする。通商産業省は、この届出をした者のうちから、公
- (4) 公開ヒアリングを傍聴しようとする者は、その期日の二〇日前までに、その旨を通商産業省に届け出るものとする。通商産業省は、この届出をした者のうちから、公

- (4) 議長は、やむを得ない理由があると認めるときは、公開ヒアリングの日時及び場所を変更し、又は公開ヒアリングの開催若しくは議事の続行を中止することができるものとする。この場合において議長は、その旨を遅滞なく関係者に通知するものとする。
- (5) 設置者は、公開ヒアリングに出席して説明を行う者の氏名及び職名をあらかじめ通商産業省に届け出るものとする。
- (6) 関係行政機関は、その職員を公開ヒアリングに出席させることができるものとし、その職員の氏名をあらかじめ通商産業省に通知するものとする。

3 議事の運営

- (1) 公開ヒアリングは、通商産業省の職員が議長として主宰するものとする。公開ヒアリングの運営に関する事項は、この要綱に定めるものの外議長がこれを定めるものとする。
- (2) 公開ヒアリングに出席して意見を述べた者が事案の範囲若しくは議長が指定する時間を超えて発言するとき又は公開ヒアリングに出席している者若しくは公開ヒアリングを傍聴している者が公開ヒアリングの秩序を乱し、若しくは不穏な言動をするときは、議長はこれらの者に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができるものとする。

議長は、やむを得ない理由があると認めるときは、公開ヒアリングの日時及び場所を変更し、又は公開ヒアリングの開催若しくは議事の続行を中止することができるものとする。この場合において議長は、その旨を遅滞なく関係者に通知するものとする。

- (2) (3)の指定を受けた者であって、病氣その他の事故により公開ヒアリングに出席できなかった者又は(3)の公開ヒアリングの開催若しくは議事の続行の中止により意見を述べることができなかった者は、その期日から一〇日以内に、意見を記載した文書を通商産業省に提出できるものとする。

4 公開ヒアリング後の措置

- (1) 通商産業省は、公開ヒアリングが終了したとき又は(3)により公開ヒアリングの開催若しくは議事の続行を中止したときは、(4)の文書の提出期間を経た後、速やかにそれらの結果の概要を記載した書類（以下「公開ヒアリング報告書」という。）を作成し、関係行政機関に送付するものとする。
- (2) 通商産業省は、発電所の安全審等を行うに当たっては、公開ヒアリングの結果を参酌するものとする。

- (3) 公開ヒアリング報告書は、発電所の設置計画を含む電源開発基本計画が公表された日から三〇日間、発電所の設置予定地点の属する地域を管轄する通商産業局等において一般の閲覧に供するものとする。

5 その他

通商産業省は、やむを得ない理由により公開ヒアリングの円滑な開催が困難であると認めるときは、公開ヒアリングに替えて、地元住民から文書により意見を聴く等の措置を講ずるものとする。